

大分県から融資制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症 緊急対策特別資金

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県では売上高の減少等の影響を受けている県内中小企業・小規模事業者向けの低利な県制度資金を下記のとおり創設しました。

セーフティネット保証または危機関連保証の認定があれば保証料率0%となります。なお、認定については市町村商工担当課までお問い合わせください。

大分県信用保証協会による保証付き
市町村の認定があれば保証料率0%

年1.30%~

※融資利率に保証料率を加えた金利です

お申し込み いただける方

- 県内で、同一の事業を継続して6ヶ月以上（組合の場合は、構成員の過半数が6ヶ月以上）行っている方で、かつ
- 新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月の売上高が前年同期比で3%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高が3%以上減少することが見込まれる県内中小企業・小規模事業者

申込み窓口

指定金融機関（大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、伊予銀行、福岡銀行、筑邦銀行、肥後銀行、西日本シティ銀行）
※6/1～追加指定
宮崎銀行、北九州銀行、愛媛銀行、宮崎太陽銀行、横浜幸銀信用組合、朝銀西信用組合

担保等

原則として法人代表者を除いては保証人は徴求しません。担保については必要に応じて徴求します。

資金使途

運転資金・設備資金

融資限度額

1億6,000万円

融資期間

10年以内
(うち据置2年以内)

融資利率

年1.30%

保証料率

セーフティネット保証または
危機関連保証の認定あり
年0.00%
認定なし
年0.35%

[参考]新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金 申込までの流れ(事例)

- 1 指定金融機関(県内に本店がある金融機関及び商工中金)の取引先支店に相談
(例)「県が新しく作ったコロナ対策資金を使いたい」

- 2 金融機関によるアドバイス等
(例)「コロナ対策資金を利用する場合、セーフティネット保証又は危機関連保証の認定書があると保証料がゼロになります。〇〇市役所の商工担当課に連絡して申請手続きの方法を確認してください。」
〇金融機関によっては、委任状提出により貴社の代理で保証の認定申請してくれるところもあります。

- 3 事業所のある市町村の商工担当課に電話し、必要書類を確認
※貴社の売上高減少の状況や業種によって、利用できる保証制度が変わり、利用できない場合もあります。
※売上(売上台帳や試算表など)が確認できる資料や実印などが必要です。
詳しくは市町村の担当課までお問い合わせください。

- 4 市町村商工担当課を訪問し、認定申請
※認定申請書と必要書類を持参
※不備等がなければ、認定書を交付
(交付までの所要時間は市町村による)

- 5 再度、2の取引先金融機関に連絡し、コロナ対策資金の申込